

平成31年度

大田区社会福祉法人 指導監査実施方針

令和元年8月7日（水）

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

基本方針

法人が社会福祉法改正の等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性、自律性を持った運営を行うことができるよう、以下のとおり法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置き、指導監査を実施する。

- ・ 経営組織に対するガバナンスの強化
- ・ 法人運営の透明性の向上
- ・ 適正かつ公正な支出管理 等

一般監査の重点項目 評議員

2(1)ウ(ア)

要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

- 評議員の選任に当たり、以下の事項を確認してください。
 - ① 欠格事由に該当していないこと
→ 履歴書・誓約書 等
 - ② 各評議員又は各役員と特殊の関係にないこと
→ 履歴書・役員評議員名簿 等
 - ③ 暴力団等の反社会的勢力の者でないこと
→ 履歴書・誓約書・官公署が発行する書類 等
- 上記は、原則的に、理事会において評議員候補者を評議員選任・解任委員会等へ推薦の提案をする際に確認してください。

一般監査の重点項目 理事

2(1)オ(ア)

要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

- 理事の選任に当たり、以下の事項を確認してください。
 - ① 欠格事由に該当していないこと
→ 履歴書・誓約書 等
 - ② 各評議員又は各役員と特殊の関係にないこと
→ 履歴書・役員評議員名簿 等
 - ③ 暴力団等の反社会的勢力の者でないこと
→ 履歴書・誓約書・官公署が発行する書類 等
- 上記は、原則的に、理事会において評議員会へ推薦の提案をする際に確認してください。
- 重任の場合でも、新たな履歴書等を徴してください。

一般監査の重点項目 理事会

2(1)キ(イ)

理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか）。

- 理事会の権限を理事長等に委任する場合は、原則的に定款細則等の規程を定め、その範囲を明確にしてください。
- 金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に規定してください。
- 定款細則内や定款細則とその他の規程との間に矛盾する規定を定めている例がありましたので、ご注意ください。
- 権限の一覧については、「社会福祉法人定款細則（東社協モデル）」等が参考になります。

一般監査の重点項目 評議員及び役員の報酬等

2(1)ケ(イ)

評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

- ・ 理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合、以下のいずれかの方法により評議員会にて決議してください。
 - ① 評議員会において、理事及び監事の報酬総額を決議する。
 - ② 役員等報酬規程において、理事及び監事の報酬総額を規定し決議する。
- ①及び②いずれの場合も、改正するまでは引続き有効です。毎年度、評議員会にて決議する必要はありません。

一般監査の重点項目 会計管理

2(3)ウ(ウ)

入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。

- ・ 入札契約については、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日、いわゆる「入札通知」）を踏まえ、経理規程等に規定してください。
- ・ 継続的な取引を随意契約で行う場合は、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めてください（給食委託契約など）。
- ・ 特に価格による随意契約以外の理由により随意契約を締結する場合は、その理由を明確にしてください。

監査の実施方法

【一般監査】

- ・ 原則として法人本部に赴き、実地において実施する。
法人本部に併設されている施設の検査を行う場合は、同日実施を原則とする。

【選定方針・基準】

- ・ 社会福祉法人指導監査実施要綱に定める一般監査の実施の周期に該当する法人（3箇年に1回）
- ・ 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人
- ・ 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人 など

法人との情報共有等

- ・ 社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ適正な法人運営に資するために、区長が所轄庁となる法人を対象に集団指導（社会福祉法人指導連絡会）を実施し、区と法人及び法人間の情報共有を図る。
- ・ 令和元年度は本日（8月7日）を含め、2回を予定。

次回開催は、令和2年2月上旬を予定しています。
開催の1か月前を目途に、ご連絡を差し上げますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

終わり

ご清聴ありがとうございました。

【担当】

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所本庁舎8階

TEL 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520

e-mail fukukan@city.ota.tokyo.jp